

1. 2024年度 コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画について（2023年11月9日決定）

年度	実施時期	コンプライアンス教育		啓発活動	
		実施単元(番号)	実施事項	実施単元(番号)	実施事項
2024	第1四半期 (4月～6月)	①	・「外部教育・研究資金の管理・使用に関する行動規範」 ・誓約書の提出（未提出者等の対象者のみ）	⑨、⑱	・「神戸学院大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針」 ・分析した意識調査結果のフィードバック
	第2四半期 (7月～9月)	②	・自機関の不正防止の取組	⑬	・相談窓口、告発制度の周知
	第3四半期 (10月～12月)	⑤	・自機関の研究費使用ルール	⑩	・リスクマネジメント（抽出・分析・評価・対策）を通じた危機意識の醸成
	第4四半期 (1月～3月)	-	・理解度チェック	⑰	・PDCAサイクルに活用するための分析

【注意点】

- (1)2024年度は、2023年度の未実施単元を中心に実施します（一部重要な実施単元として、2023年度から継続して行う単元が含まれます。）。
- (2)本実施計画は、不正防止計画推進委員会での審議を経て、本学の本取組における統括管理責任者が決定しています。
- (3)本実施計画は、年度の途中で変更されることがあります。
- (4)コンプライアンス教育と啓発活動は、研究支援センターから4半期に1回発行される「公的研究費 News Letter」の内容で実施してください。
- (5)コンプライアンス教育と啓発活動は、ガイドライン上、相互に内容を補完して実施する必要性から、実施単元（番号）順の実施とは限りません。
- (6)「⑤自機関の研究費使用ルール」は、原則「研究支援センター・内部監査室共催の公的研究費の使用に関する研修説明会」で取り扱うものとしします。
- (7)「⑩コンプライアンス推進月間」等の実施とは、本取組のことを指すものとしします。
- (8)第1四半期には、誓約書（所定様式）を未提出者等の対象者から収集し、各部局で保管をお願いします。過年度提出された方は原則として再度の提出は不要ですが、毎年度の提出とするかは各部局で決定してください。以降、期の途中で入職等があった場合は、その都度ご対応ください。
- (9)ガイドラインでは理解度の把握を行うことが要請されているため、第4四半期における「公的研究費 News Letter」では、第1四半期～第3四半期の内容の総括としての理解度チェックを実施予定です。
- (10)外部講師を招いて、各学部・機構独自のセミナー等を行うことを奨励します。なお、年度内1回に限り、研究支援センターに配当される間接経費により外部講師の謝金や旅費交通費を支出可能です（2016年度第1回公正研究委員会決定）。
- (11)本件がガイドライン上の要請に基づく実施であることに鑑み、教授会等での正式な議題として取り扱うとともに、議事録に実施状況の記載をお願いします。
- (12)教授会等の欠席者は、当該回の「公的研究費 News Letter」を欠席者に共有し、各自での通読と読了後の報告を行うよう、欠席者にご指示願います。
- (13)長期海外研究員等で長期不在になる方も実施対象者に含まれます（休職中の者を除く）。（12）に記載の方式にて実施をお願いします。

2. コンプライアンス教育と啓発活動の実施内容の例（公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）より一部抜粋）

コンプライアンス教育	啓発活動
<p>●コンプライアンスの基本的理解</p> <p>①自機関の行動規範（理念、背景、考え方等）</p> <p>②自機関の不正防止の取組（相談窓口、告発制度、モニタリングの観点、懲戒制度等）</p> <p>●研究費使用ルールの理解</p> <p>③自身の権限や責任</p> <p>④各研究費制度のルール</p> <p>⑤自機関の研究費使用ルール</p> <p>⑥不正使用事例とペナルティ</p> <p>●事例を踏まえたディスカッション</p> <p>⑦具体的な不正使用事例の分析</p> <p>⑧自機関におけるリスクと対策の検討</p>	<p>●意識啓発</p> <p>⑨役員会や各部局の定例会議等の場で、最高管理責任者の不正防止のビジョンを周知</p> <p>⑩リスクマネジメント（抽出・分析・評価・対策）を通じた危機意識の醸成</p> <p>⑪「コンプライアンス推進月間」等の実施</p> <p>●情報の周知・認識の共有</p> <p>⑫不正防止計画に基づく取組内容の周知</p> <p>⑬相談窓口、告発制度の周知</p> <p>⑭内部監査結果の周知と認識の共有</p> <p>⑮不正使用事例の周知と認識の共有（関連する自機関のルールの点検）</p> <p>●意識調査の実施・活用</p> <p>⑯公的研究費の使用に関する意識調査の実施</p> <p>⑰PDCA サイクルに活用するための分析</p> <p>⑱分析した意識調査結果のフィードバック</p>

3. コンプライアンス教育と啓発活動の実施方法及び対象について

部局(所属)区分	受講対象者	コンプライアンス教育	啓発活動
(1)各学部、全学教育推進機構	<p>全専任教員、学部長補佐（学部等内で競争的研究費等の管理や執行に関わる事務職員や教務職員を含む。）</p> <p>競争的研究費等の運営・管理に関わる名誉教授、特命・連携職の教員、PD 及び研究員など</p>	<p>・研究支援センターより配付・本学 HP 上に配信される資料や教材をもとにして、各学部・機構の教授会等で4半期に1回、「コンプライアンス教育+啓発活動」を実施し、学部長・機構長から直接説明と指導の上、受講する。</p> <p>(※)受講対象者のうち、競争的研究費等の運営・管理に関わる者については別途、研究支援センター+内部監査室共催「公的研究費の使用に関する研修・説明会」を受講する。</p>	<p>研究支援センターより配付・本学 HP 上に配信される資料・教材により各自で受講する。</p>
(2)競争的研究費等の運営・管理に関わる事務部局（研究支援グループ、財務経理グループ、図書館グループ）	各事務部局の長、競争的研究費に係る事務担当者	研究支援センター+内部監査室共催「公的研究費の使用に関する研修・説明会」を受講する。	研究支援センターより配付・本学 HP 上に配信される資料・教材により各自で受講する。
(3)その他	上記以外の職員（パート職員含む）、非常勤講師など	-	研究支援センターより配付・本学 HP 上に配信される資料・教材により各自で受講する。